

令和5年度

包括外部監査結果報告書

(要約版)

防災、危機管理に関する事務の執行について

令和6年3月

倉敷市包括外部監査人 緋田 充

— 目次 —

1. 包括外部監査の概要	1
1.1 監査の種類	1
1.2 監査のテーマ	1
(1) 選定した特定の事件	1
(2) 選定理由	1
(3) 監査対象	1
1.3 外部監査の方法	2
(1) 監査の着眼点	2
(2) 主な監査手続	2
(3) 監査実施期間	3
1.4 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格	3
1.5 利害関係	3
2. 監査対象の概要	4
2.1 倉敷市の危機管理に関する施策の概要	4
2.2 倉敷市の災害対策に関する業務	6
(1) 組織図	6
(2) 業務分掌（危機管理課及び防災推進課）	6
2.3 決算数値の推移（危機管理課及び防災推進課）	8
(1) 歳入の推移	8
(2) 歳出の推移	9
(3) 人件費の推移	10
3. 監査項目及び監査結果	12
3.1 監査上の判断基準	12
3.2 監査結果と指摘、意見及び評価の概要	13

1. 包括外部監査の概要

1.1 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

1.2 監査のテーマ

(1) 選定した特定の事件

防災、危機管理に関する事務の執行について

(2) 選定理由

平成30年7月豪雨で大雨特別警報が発表された倉敷市では、未曾有の大災害が発生した。特に真備地区の高梁川水系小田川及びその支流である県管理河川では8か所で堤防決壊し、7か所で一部損壊・損傷し、約1,200ヘクタールが浸水し、5,977棟（平成31年4月5日時点）の住家が全壊・大規模半壊・半壊するなど、大規模な洪水被害が発生し、市全体で75名（うち災害関連死23名）（令和5年1月時点）もの尊い命が失われる事態となった。

地方自治体にとっての危機管理とは震災、台風、大雨等の自然災害への防災が中心になると考えられる。我が国のその自然環境から発生する様々な災害から地域住民の生命と財産を守ることは地方自治体の責務であり、地方自治体の危機管理の根幹である。

以上のような観点により、防災、危機管理に関する事務の執行について検討することは有意義であると判断し、監査のテーマに選定する。

(3) 監査対象

本監査では、防災、危機管理に関する事務の執行を対象とする。また、関係する法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか、市の規則等が関係法令、条例に準拠しているか、についても監査の対象とする。

① 監査対象部署

公共施設再編整備支援室、危機管理課、防災推進課、下水建設課、下水施設課、浸水対策室、保健福祉推進課、商工課被災中小企業支援室、耕地水路

課、災害復興推進室、交通政策課、公園緑地課、土木課、住宅課、建築指導課、消防総務課、警防課、予防課、危険物保安課、倉敷消防署、水島消防署、児島消防署、玉島消防署、水道総務課、水道管理課、水道建設課、市民病院事務局、教育施設課

② 監査対象期間

令和4年度及び必要に応じ遡及する年度並びに一部令和5年度

1.3 外部監査の方法

(1) 監査の着眼点

① 防災、危機管理に関する事務の執行の合规性

ア 防災、危機管理に関する事務について、市の規則等が関係法令、条例に準拠しているか。

イ 防災、危機管理に関する事務が関係法令、条例、規則等に準拠して適切に実施されているか。

② 防災、危機管理に関する事務の有効性・効率性・経済性

防災、危機管理に関する事務について、期待される成果を適切に残しているか（有効性）、高い成果を残すように工夫されているか（効率性）、最小のコストで実施されているか（経済性）。

(2) 主な監査手続

① 「倉敷市地域防災計画・水防計画」を分析し、市が認識する危機管理の概念・範疇及び関連する重点的課題や施策を把握・整理した。そして、当該施策に関連して実施される主要な事業及びその他の個別計画を確認した。

② ①の他に監査人独自の視点より、監査対象とすべき危機管理に関する事務を特定した。

③ 監査対象となる事務に係る対象部局を選定し、事務の執行に係る関係法令、条例及び規則等の根拠規定を把握するとともに、相互の整合性と問題点の有無を確認した。

④ 各事務の執行が、関係法令等に準拠して実施されているか、有効性、効率性及び経済性に問題がないかについて、担当者への質問、関係書類の閲覧、分析、現物確認及び現地調査を実施した。

- ⑤ 対象部局に関して、令和2年度から令和4年度の過去3年分の歳入歳出の推移、人件費の推移をもとに定量的分析を実施した。
- ⑥ 対象部局のうち、重要と判断した事項について、歳入及び歳出項目に関する担当者への質問や証憑突合を実施するとともに、人件費に係る帳票の管理体制について検討した。
- ⑦ 対象部局における建設工事、建設設計、業務委託及び物品購入の各契約事務につき、令和2年度から令和4年度の過去3年分の落札状況等を分析するとともに、各部局の契約内容の特徴に応じて、一部関係書類の閲覧、担当者への質問等を実施した。

(3) 監査実施期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

1.4 包括外部監査人及び補助者の氏名・資格

包括外部監査人	緋田 充	(税理士)
補助者	小野田隼也	(公認会計士・税理士)
	黒田 直樹	(公認会計士)
	島村 和昌	(弁護士)
	曾根田美世	(税理士)

1.5 利害関係

市と包括外部監査人及び補助者との間には、いずれも監査の対象とした事件について、地方自治法第252条の29の規定により定める利害関係はない。

2. 監査対象の概要

2.1 倉敷市の危機管理に関する施策の概要

倉敷市の基本構想を受け、基本計画及び実施施策が策定されているが、危機管理に関連する主な施策・事業は図表2-1のとおりであり、危機管理に関連する施策・事業等倉敷市の危機管理を構成する計画体制は図表2-2のとおりである。

図表2-1

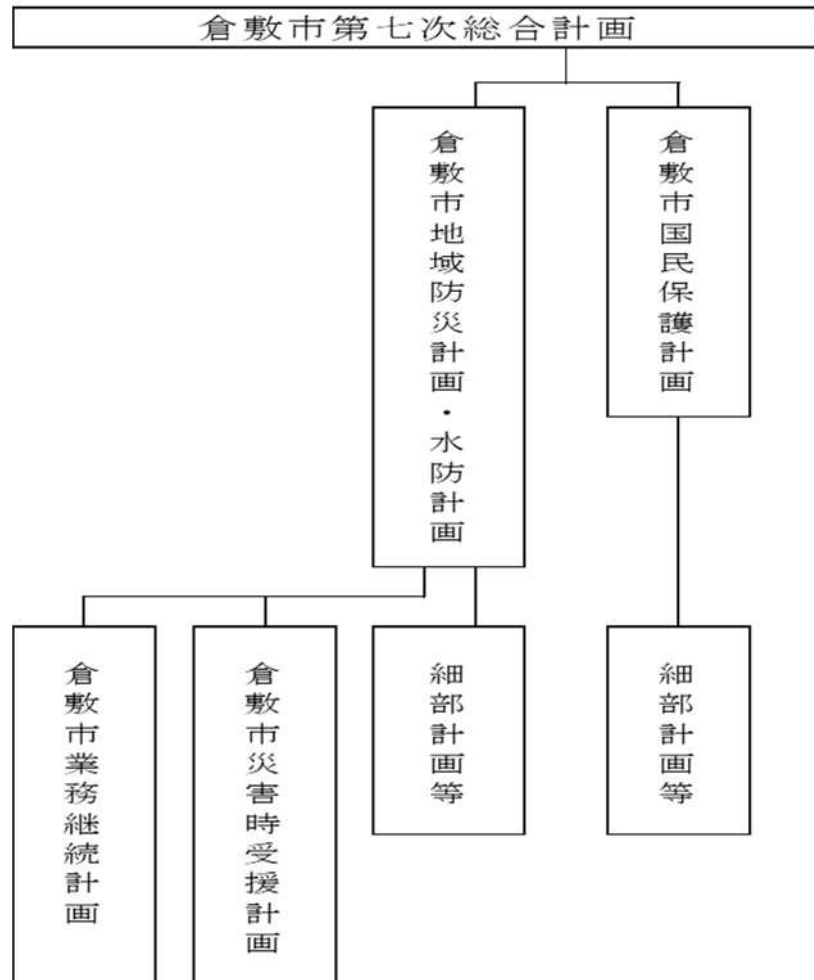
	基本計画	実施施策
重点戦略	倉敷市第七次総合計画 重点戦略3 生活環境・防災・都市基盤 防災、減災意識を高め、災害に強いまちをつくる	重点戦略3に対応する各施策事業
分野別計画/ 実施計画 事業	倉敷市第七次総合計画 重点戦略3における 基本計画3-5 SDGs関連項目3、11、13、17	基本計画3-5における 現状と課題を踏まえた 自主防災組織カバー率の向上、 地区防災計画作成取組支援など

(倉敷市第七次総合計画より作成)

図表2-1の危機管理に関する内容は、他の分野別計画・実施計画事業にも内包されており、また関連する個別計画も含め全体として、市の危機管理を機能させるものである。

図表2-2

危機管理を構成する計画体制



(市資料より作成)

図表2-2の計画のうち、「倉敷市地域防災計画・水防計画」は、危機管理の基本的事項を定め、総合的かつ計画的な施策の推進を図ることにより市民の生命、身体及び財産を保護し、市民の生活の安心及び安全並びに行政に対する信頼を確保することを目的としている。

また、「倉敷市国民保護計画」は武力攻撃事態等における国民保護を目的としている。

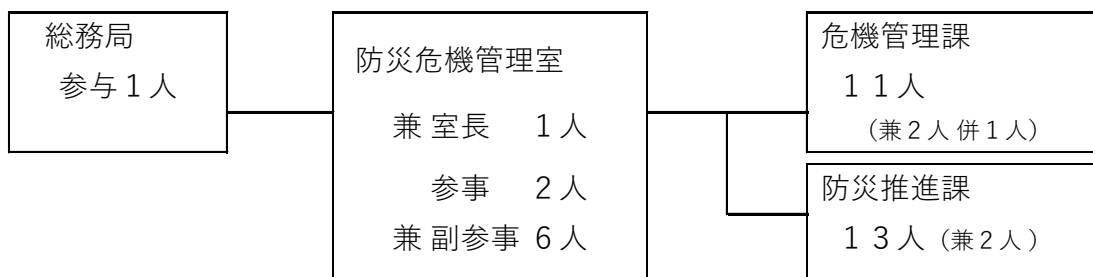
2.2 倉敷市の災害対策に関する業務

(1) 組織図

市の災害対策に関する業務は、主として防災危機管理室がこれを行う。防災危機管理室の組織は図表2-3のとおりである。

図表2-3

(令和5年4月1日現在)



出典：市資料より作成

(2) 業務分掌（危機管理課及び防災推進課）

災害対策本部は下記のいずれかの状況が発生した場合、設置される。

風水害時等

- ① 気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく暴風、暴風雪、大雨、大雪、洪水、高潮若しくは波浪の警報又は特別警報が発表され、大規模な災害の発生が予測され総合的な対策を実施する必要があるとき。
- ② 警報発表の有無にかかわらず災害が発生し、又は発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- ③ 市に大規模な火災、爆発、その他重大な災害が発生し、総合的な対策を実施する必要があるとき。
- ④ 市域に有害物質、放射性物質等が大量に放流出したとき、又はこれにより複合災害を誘発するおそれのあるとき。
- ⑤ 多数の死傷者を伴う列車、自動車等の交通事故及び船舶、航空機事故等の重大事故が発生し、緊急対策を実施する必要があるとき。

地震・津波災害時

- ⑥ 市内で震度5以上の地震が発生したとき。
- ⑦ 気象庁から南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき。
- ⑧ 気象庁から大津波警報が発表され、災害発生のおそれがあるとき。
- ⑨ その他市長が必要と認めるとき。

2.3 決算数値の推移（危機管理課及び防災推進課）

(1) 歳入の推移

① 危機管理課

(単位：千円)

科目				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
款	項	目	節			
23	03	02	02 自衛官募集事務委託金	77	77	93
24	01	03	50 災害救助費負担金	3,073	—	295
合計				3,150	77	388

② 防災推進課

(単位：千円)

科目				令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
款	項	目	節			
22	01	02	01 一般管理使用料	12	12	12
24	01	03	50 災害救助費負担金	—	—	64
24	02	02	08 災害対策費補助金	13	788	1,016
26	01	03	90 災害救助費寄付金	0	—	—
29	11	01	01 違約金	102	—	—
29	11	12	86 雑入	639	1,211	2,273
30	01	01	12 防災対策事業債	0	0	0
合計				766	2,011	3,365

(市資料より作成)

(2)歳出の推移

① 危機管理課

(単位：千円)

科目				令和	令和	令和
款	項	目	節	2年度	3年度	4年度
02	01	64	01 報酬	3,698	3,594	3,633
02	01	64	04 共済費	625	573	549
02	01	64	09 旅費	2	91	138
02	01	64	11 需用費	13,120	12,297	10,463
02	01	64	12 役務費	7,666	9,791	7,960
02	01	64	13 委託料	31,230	40,394	45,564
02	01	64	14 使用料及び賃借料	5,389	5,005	5,772
02	01	64	15 原材料費	-	-	0
02	01	64	17 備品購入費(注)	-	-	997
02	01	64	19 負担金補助及び交付金	364	364	364
合計				62,094	72,109	75,440

(注)「令和4年度の「17 備品購入費」は、防災訓練の所管が危機管理課となり令和4年度より新規事業となるものである。

(市資料より作成)

②防災推進課

(単位：千円)

科目				令和	令和	令和
款	項	目	節	2年度	3年度	4年度
02	01	64	07 報償費	250	31	437
02	01	64	08 旅費	0	37	132
02	01	64	10 需用費	68,770	47,821	31,993
02	01	64	11 役務費	721	404	215
02	01	64	12 委託料	19,577	5,826	19,382
02	01	64	13 使用料及び賃借料	261	454	788
02	01	64	15 工事請負費	234,140	-	-
02	01	64	15 原材料費	507	387	340
02	01	64	17 備品購入費	13,625	12,238	7,926
02	01	64	18 負担金補助 及び交付金	-	910	1,821
02	01	64	21 補償補填 及び賠償金	0	20	107
02	01	64	23 補償金利子 及び割引料	18,476	-	-
合計				356,327	68,128	63,141

(市資料より作成)

(3) 人件費の推移

職員数は年度末時点の人数、人件費総額は年度末時点における職員の当該年度における人件費の総額（選挙事務従事分を除く。）を記載している。

一人当たり月平均時間外勤務時間は、総時間外勤務時間について時間外勤務をした職員数（表中の職員数とは異なる。）と月数で除して算定している。

防災推進課 常勤職員

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
職員数 (人) (A)	10	10	10
人件費総額 (B)	75,940	72,193	73,457
(うち管理職員特別勤務手当)	316	72	580
(うち時間外勤務手当)	2,633	4,883	6,563
(うち休日勤務手当)	39	18	152
一人当たり年間平均人件費 (B/A)	7,594	7,219	7,346
総時間外勤務時間 (時間)	1,492	2,180	4,142
一人当たり月平均時間外勤務時間 (時間)	12	18	34

出典：総務局総務部人事課提出資料のもとに外部監査人加工

(注1)職員数には再任用職員が含まれている。

(注2)人件費総額には、管理職員特別手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当が含まれている。

危機管理課 常勤職員

(単位：千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
職員数 (人) (A)	5	9	9
人件費総額 (B)	38,061	70,460	69,581
(うち管理職員特別勤務手当)	176	272	220
(うち時間外勤務手当)	4,731	5,607	5,412
(うち休日勤務手当)	70	166	87
一人当たり年間平均人件費 (B/A)	7,612	7,829	7,731
総時間外勤務時間 (時間)	1,640	2,263	2,573
一人当たり月平均時間外勤務時間 (時間)	27	20	23

出典：総務局総務部人事課提出資料のもとに外部監査人加工

(注1)職員数には再任用職員が含まれている。

(注2)人件費総額には、管理職員特別手当、時間外勤務手当及び休日勤務手当が含まれている。

3. 監査項目及び監査結果

3.1 監査上の判断基準

「指摘」、「意見」、「評価」及び「問題なし」に分けて記載している。なお、「指摘」、「意見」、「評価」及び「問題なし」の包括外部監査における監査上の判断基準は次表のとおりである。

A:【評価】	違法又は不適切な点はなく、将来の事情まで考慮して十分な対応がなされている。
B:【問題なし】	違法又は不適切な点はなく、現状において必要な対応がなされている。
C:【意見】	違法又は不適切な点はないが、現在の対応を改善することが望ましい。
D:【指摘】	違法又は不適切な点が認められ、直ちに改善する必要がある。

3.2 監査結果と指摘、意見及び評価の概要

監査対象部局	監査項目	結果	指摘、意見及び評価の概要
防災推進課	防災ガイドブック、防災ハザードマップについて	意見1	外国人にも情報が伝わるように工夫された、わかりやすい日本語及び英語版の防災ハザードマップを作成する、ユニバーサルデザインを取り入れる、凡例部分の施設等の箇所だけでも外国語表記を入れるなど、コストとハザードマップの有効性の向上との比較、勘案するべきである。
		意見2	防災ハザードマップに記載される情報には正確性が重要であり、それは外国語への翻訳に際しても求められる。コストと有効性の向上を比較、勘案するべきである。
		意見3	防災ガイドブック及び防災ハザードマップの配布について、全世界帯を目標とするべきである。
		意見4	防災ガイドブックの記載内容や情報について、認識の食い違いが生じないものとするべきである。
	自主防災組織の結成状況	意見5	自主防災組織が結成されていない地区に対して、自主防災組織の必要性の周知と結成促進に努めるべきである。
	自主防災組織の活動状況について	意見6	報告書未提出の自主防災組織に対しては、報告書の提出を促し、活動実態の把握に努めるとともに、積極的に活動を行っている自主防災組織の活動内容について他の自主防災組織へ情報提供するべきである。
地区防災計画の策定状況について	評価1	地区住民が自発的に地域の特性に応じた計画を策定していることを評価する。	
	意見7	倉敷市地域防災計画に「地区防災計画策定状況」を掲載するだけでなく、同計画に「地区防災計画編」を設ける、地区防災計画の内容を添付する等して、地区防災計画の内容を記載することを検討するべきである。	
要配慮者に対する支援について	意見8	個別避難計画の作成のための啓発活動など、関係者への協力を得るための活動に努めるべきである。	
危機管理課	災害対策本部設置時における組織図について	意見9	組織図をより視覚的に訴求するとともに、大規模災害発生時には災害対策に対する本部が設置されることをホームページなどを通して市民に広報するべきである。
防災推進課	災害対策職員配置編成名簿について	問題なし	—
監査対象部局全部署	防災訓練について	問題なし	—
危機管理課	水害対応訓練等について	意見10	地震を対象とした訓練では、参集体制が実情に即していない場合や居住地遠方の職員などが要因となり、初動動員体制の確立が遅れる可能性が考えられる。訓練の際に実現可能性を付与情報などに組み込み、確認するべきである。

監査対象部局	監査項目	結果	指摘、意見及び評価の概要
危機管理課 防災推進課	台風14号発生時の主な対策状況について	意見11	自主避難所を開設する場合、指定緊急避難場所と同様に倉敷市総合防災情報システム上で管理・運営すべきである。
		意見12	高齢者等が十分に避難できていたか等を後日、市が把握している避難行動要支援者名簿、避難登録票などにより確認し、今後の避難計画に活用すべきである。
		意見13	指定緊急避難場所の避難者数について実際の入退所者数を適切に倉敷市総合防災情報システムに入力するよう徹底すべきである。
		評価2	避難指示（高潮）の発令基準を満たしている状況で具体的状況を総合判断して発令を見送っており、個別具体的事案に即して判断したことを評価する。
		意見14	市民に対して、避難解除前に避難場所を離れることは推奨されていない旨の啓発活動を徹底すべきである。
		意見15	災害対策終了時に、被害状況について対応済みであることを確認して、倉敷市総合防災情報システムに入力（報告）するべきである。
土木課 防災推進課 教育施設課 保健福祉推進課 交通政策課 公共施設再編整備支援室	倉敷市国土強靱化地域計画について（避難路等の整備）	問題なし	—
	（河川設備等の整備）	指摘1	重点取組項目の河川施設等整備について、令和2年度より実施数がゼロであることから、その実施について直ちに取組むか、重点取組項目の再設定を検討するべきである。
	（津波避難場所等の拡充）	意見16	津波避難場所としての協定施設数について、令和7年度の目標値達成はやや困難に見受けられる。引き続き目標値達成を目指して取り組むことが望ましい。
	（要配慮者の避難対策等）	指摘2	自主防災組織の地区防災計画策定の際に、他の自主防災組織の事例紹介や策定状況の把握を行い、策定までの支援をするべきである。
		意見17	地区防災計画の策定を進めていくためには、より高度な自主防災組織結成により防災、減災に努めるべきである。
	（災害用備蓄物資、資機材の確保）	問題なし	—
危険物保安課 公園緑地課	（避難所運営の円滑化）	意見18	防災講演会、出前講座などを通じて啓発し、合わせて避難所を避難者自らが運営できるよう「避難所運営マニュアル」を全ての避難所への設置に努めるべきである。
	（福祉避難所数の拡大）	意見19	福祉避難所について必要施設数の想定及び要配慮者について、保健福祉推進課との情報共有、協力を努めるべきである。

監査対象部局	監査項目	結果	指摘、意見及び評価の概要
	(要配慮者の避難対策等)	問題なし	—
	(交通施設等に関する耐震化等)	問題なし	—
	(公共施設等の総合管理)	問題なし	—
	(水島コンビナートの耐災害性の強化)	問題なし	—
	(学校施設避難所の機能・安全性の確保)	意見20	避難所として使用される小中学校において、災害発生時の避難所運営の観点から、長期的な目標としてより高い洋式化率、100%達成を目標として実施していくことが望ましい。
	(指定緊急避難場所となっている公園の整備)	問題なし	—
防災推進課	防災備蓄倉庫について (災害予防計画)	問題なし	—
	(阿津防災備蓄倉庫管理・運営マニュアル)	評価3	管理・運営マニュアルの運用、これに基づく点検の実施及び点検簿への記録について評価する。
	(備蓄品等の在庫管理)	指摘3	装備品及び備蓄品の数量やサイズ、保管場所、賞味期限等を管理する一覧表について、防災推進課職員がエクセル管理している状況にあり、効率性の観点から見直しが必要である。
	(避難所用備蓄保管庫)	意見21・22	棚卸リストに記載のある備蓄品について倉庫内ではなく保管場所を分ける場合、棚卸リストへの注記に努めるべきである。
		意見23	倉庫内外に棚卸リストが無く、備蓄倉庫内の保管状況が不明であった。倉庫内外いずれかに棚卸リストを保管し、備蓄倉庫利用時に確認できるよう努めるべきである。
	意見24	棚卸リストに記載のある備蓄品のうち発火の恐れがあり保管場所を分ける場合、全倉庫で同様の保管に努めるべきである。棚卸リストに記載のない備品が保管されていた。棚卸リストに記載する対応が必要である。	
	指摘4	備蓄保管庫における備蓄品等について、年に一度は防災推進課職員による点検をしているが、点検結果等の記録を残す必要がある。	

監査対象部局	監査項目	結果	指摘、意見及び評価の概要
市民病院	事業継続計画について	意見 25	高度医療機器の更新などのコスト面や他の施策とのプライオリティなどを考慮しながら棚卸計画を進めるべきである。
	在庫管理について	意見 26	医薬品及び医療材料について適切な医療措置が取れるよう非常時を想定した備蓄在庫数の確保に努めるべきである。
		意見 27	非常食のうち米・水以外の副材について記載がないため、適切な在庫管理に努めるべきである。
		意見 28	医薬品及び医療材料について使用期限の定期的な確認とローリングストックを行うことで備蓄増強に努めることが望ましい。
		意見 29	棚卸記入表における実在庫数は実地棚卸時の実数を記入し、記入方法を統一するべきである。
		意見 30	業務継続計画に基づいた消防訓練の実施について、消火訓練のより一層の強化に努めるべきである。
		指摘 5	どのような形であれ、トリアージ訓練は毎年実施すべきである。
消防局	消防職員の定員充足率、採用形式、年齢構成について	問題なし	—
	消防職員の人材育成について	意見 31	惨事ストレスに関する研修を積極的に取り組むよう引き続き努めていただきたい。
	救助訓練実績について	評価 4	省令に基づいた高度救助用器具の設置や「高度救助隊」隊員による人命救助を実施していることに関して評価する。
	人命救助に関する教育訓練の適切性について	問題なし	—
	消防車両等の更新年数について	問題なし	—
	消防資機材の必要定数について	問題なし	—
	消防資機材の保管場所について	問題なし	—
	防火水槽の新設、改修及び撤去について	意見 32	防火水槽の新設及び改修、撤去の必要性について、コストを含めた検討や適切な対応を図るべきである。

監査対象部局	監査項目	結果	指摘、意見及び評価の概要
消防局	計画に基づく消防水利の調査実施状況について	意見 33	防火水槽調査報告に点検漏れなどの不備がないよう努めるべきである。
	高規格救急車や高度救命資器材の更新及び整備について	意見 34	救急車両の使用に際して支障をきたさない走行距離や更新時期などを見直すべきである。
	救急救命士及び救急有資格者の養成について	評価 5	指導救命士及び救急救命士の増強、一般の救急隊員向けの再教育、知識と技術の向上促進ができていることを評価する。
	女性消防吏員の消防活動事業について	評価 6	消防庁が推進している女性消防吏員活躍に向けた取り組みの実践について評価する。
	火災調査書の作成と提出期限について	意見 35	火災調査関連書類について、引き続き速やかな作成及び報告に努めていただきたい。
	火災原因が不明な場合の取り扱いについて	意見 36	原因不明の火災調査、火災原因究明にできる限り努め、火災予防につなげていただきたい。
	査察による未是正項目への対応	問題なし	—
	住宅用火災警報器設置状況の調査について	評価 7	消防庁予防課が規定する調査世帯数以上の世帯に、住宅用火災警報器の設置状況確認と設置の促進、啓発活動が行われていることを評価する。
	消防団員任用時の手続きについて	意見 37	特別職の地方公務員として扱われる消防団員任用時に暴力団員との関係の有無を明白にするよう努めるべきである。
	消防団員の活動状況に関する実態調査について	意見 38	活動実績のない消防団員の实態調査体制の構築、運用に努めていただきたい。
	危険物施設所有事業所への立入検査について	評価 8	「立入検査結果通知書」の発行や是正、証憑書類等の閲覧など、適正な対応ができていることを評価する。
	石油コンビナートについて (防災設備の設置場所)	意見 39	資機材の設置場所の不備や発災時の消防活動に支障をきたす設置状況の防止に努めるべきである。
	(発災時の行動基準について)	評価 9	コンビナート防災計画に沿った地震訓練、行動基準の作成や、定期的な見直しの実施について評価する。
	(訓練実施後の会議について)	意見 40	消防隊長による課題やアドバイス等の共有、ブラインド訓練等を含めた精度の高い訓練の実施に努めていただきたい。

監査対象部局	監査項目	結果	指摘、意見及び評価の概要
建築指導課	建築物耐震診断等事業	問題なし	—
	木造住宅等耐震改修事業	問題なし	—
土木課	道路橋梁災害復旧事業	問題なし	—
	河川維持管理事業	問題なし	—
住宅課	被災者住宅再建支援事業 (被災高齢者向け住宅再建支援業務)	問題なし	—
	(被災者向け民間賃貸住宅家賃助成業務)	問題なし	—
災害復興推進室	災害復興推進事業	問題なし	—
耕地水路課	農業施設危険箇所緊急対策事業	問題なし	—
	農業水路等長寿命化・防災減災事業	意見41	審査委員会における各委員の意見やプレゼンテーション時の質疑応答内容について、会議録への記録、保管に努めるべきである。
	ため池防災減災事業	問題なし	—
水道局	地域防災計画	問題なし	—
	くらしき水道ビジョンー2019ー	問題なし	—
下水施設課	緊急用備品 (水島下水処理場)	意見42	緊急用の備蓄品として管理しているものを通常備品と区別した置き場の工夫、保管に努めるべきである。
	(倉敷雨水貯留センター)	意見43	各処理場ごとに最低限必要な備品、緊急用備品として必要なものを網羅的に再度検討をすることが望ましい。

監査対象部局	監査項目	結果	指摘、意見及び評価の概要
浸水対策室	倉敷市止水板設置工事等補助金事業	意見 44	実績報告書完了日と実績報告書提出日の相違や、提出期限経過後の提出・受付となっている事務が見受けられたため、要綱改正を含めた改善策を検討すべきである。
下水建設課		意見 45	下水道台帳について、適切な登録がなされていない状況、網羅的に情報が集約されていない状況の改善に努めるべきである。
商工課	倉敷市真備地区創業支援補助金 (真備地区転出後の補助金返還義務について)	意見 46	真備地区での創業、補助金受領後、真備地区から転出した場合に補助金の返還義務を定めるなどの要件を設けておくべきである。
	(補助金交付後のモニタリングについて)	意見 47	補助金交付後、事業を行っていないなどの事実が判明した場合は、補助金の返還を求めるなど、規定を設定すべきである。
	地域おこし協力隊 (報償費について)	問題なし	—
	(報償費以外の活動に要する経費)	問題なし	—
	(活動費の次年度付替処理について)	指摘 6	令和4年度に発生した活動費を次年度に付替処理していることは合規性、経済性の観点から不適切な会計処理であり、処理の改善、修正をする必要がある。
	(領収書等の適切な保管について)	指摘 7	地域おこし協力隊受入業務について、領収書の保管等は契約に基づいた適正な履行の確保に努めなければならない。
	(活動に直接関係のない支出について)	意見 48	総務省が活動費として掲げている直接的な必要経費以外は、報償費の範囲内で隊員が負担するよう見直すべきである。